

答 申 情 第 2 1 5 号
令 和 8 年 2 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年2月27日付け文く安第72号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

●●との接触の際に作成・取得した文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第33
5号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和6年10月21日に、処分庁（担当部署 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課。以下同じ。）に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書（令和6年10月15日以降のもの）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書は不存在であるため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年10月28日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る文書を作成及び取得していないため。

(3) 審査請求人は、令和7年1月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、公開決定を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書

処分庁は、路上喫煙等防止対策を行う部署であり、取組の一環として、●●による公設喫煙場所（以下「喫煙場所」という。）の寄付受納に係る事務、喫煙場所の維持管理やたばこを取り巻く情勢に係る●●との情報共有などを行っている。

処分庁は、●●からの京都駅八条東口喫煙場所（以下「本件喫煙場所」という。）の改修工事に係る寄付受納により、本件喫煙場所の改修工事を実施し、令和6年12月17日に当該工事が完了した。同日付けで審査請求人から行われた別件公文書公開請求に基づき、令和7年1月10日付けで「寄付受納について（令和6年10月10日決定）」（以下「公開文書」という。）を公開した。

審査請求人が存在すると主張する文書は、審査請求の記載内容から、処分庁が作成した令和6年10月17日付け寄付受納書（以下「本件寄付受納書」という。）（※）、その他の本件喫煙場所の寄付受納に係る文書、又は、本件請求内容の期間（令和6年10月15日以降令和6年10月21日まで）における●●との接触に際して作成又は取得した文書であると認められる。

※ 本件寄付受納書は、令和6年12月17日付けの別件公文書公開請求において特定した公開文

書と同一の文書である。

(2) 本件請求に係る文書が存在しない理由

喫煙場所の維持管理やたばこに関する社会情勢の動き等について、●●と情報共有を行う際などは、主に電話・対面により実施している。

処分庁が●●との接触の際に作成・取得する文書は、おおむね、市内の喫煙場所の寄付受納に関する文書、喫煙場所の整備や改修に係るイメージ図等、覚書及びその別紙に関する文書である。

審査請求人は、公開文書の「完結日」欄に令和6年10月17日と記載のある決定書が含まれていたことから、当該日に●●との接触があり、その際に作成した本件寄付受納書が存在するため、本件請求日時点で本件請求に係る文書が存在したと主張している。

これを受けて処分庁は、本件請求に係る文書が存在しない理由を次のア、イのとおり説明する。

ア 本件寄付受納書が存在しない理由

本件寄付受納書は、公開文書のとおり令和6年10月10日の決定に基づき、令和6年10月17日付で京都市長印を押印のうえ作成した文書である。

公開文書の一部である決定書の「決定日」欄に記載の令和6年10月10日から、同決定書の「発送日」欄に記載の同月17日までのうち、一定期間において本件寄付受納書が存在したことは否定しないが、処分庁は、令和6年10月17日付けで本件寄付受納書の原本を●●へ送付した一方で、本件寄付受納書の写しを作成しなかったため、原本はもちろんのこと、その写しも処分庁では保管していない。

イ その他文書が存在しない理由

本件請求内容の期間（令和6年10月15日以降令和6年10月21日まで）において、●●と電話等でのやりとりを実施した可能性は否定できないものの、処分庁において文書を作成・取得した事実はない。

よって、本件請求に係る文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 公開を求める。

(2) 令和6年10月17日の●●との接触の際に寄付受納書を作成し、保有している。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、対象期間に処分庁が●●との接触の際に作成・取得した文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、対象期間に本件請求に係る文書を作成及び取得しなかったため、本件請求に係る文書は存在しないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、令和6年10月17日の●●との接触の際に寄付受納書を作成し、保有していると主張する。

ウ 当審議会において、審査請求人の主張に含まれる本件寄付受納書を処分庁が保有していない理由を処分庁に確認したところ、令和6年10月17日付けで本件寄付受納書の原本は●●に送付しており、また、文書の発送日や文書番号等、必要な情報はシステム上で確認できることから、本件寄付受納書の写しの作成の必要はないと判断し、写しを作成していないとのことだった。

エ また、システム上に残る本件寄付受納書のデータを本件請求に係る文書として特定しない理由を処分庁に確認したところ、当該データを作成したのが本件請求の対象期間ではないためということであった。

オ 上記ウ及びエを踏まえれば、審査請求人が指定する対象期間に処分庁が本件請求に係る文書を作成及び取得した事実がなく、本件請求に係る文書は保有していないとの処分庁の説明に特段不合理的な点はなく、当審議会としては、本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年 2月27日 諮問

3月28日 諮問庁からの弁明書の提出

令和8年 1月26日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第9回会議）

2月25日 審議（令和7年度第10回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）